

今後の土壌汚染対策の在り方に係る論点⑤

1. 法第3条第1項ただし書の要件について
2. 土壌汚染のおそれの区分の分類について
3. 自然由来基準不適合土壌の判断の考え方について
4. 要措置区域等における措置の効果の確認方法及び解除要件について

1. 法第3条第1項のただし書の要件について

現 状

- ・ 法第3条第1項ただし書の確認を受けられる土地の利用方法の1つに「有害物質使用特定施設の設置者の居住の用に供されている」という要件があるが、設置者が居住している場合に限られる。
- ・ 設置者が死亡等した場合、相続者等が引き続き居住し、管理される場合であっても、法第3条第1項ただし書の要件から外れ、土壌汚染状況調査を実施しなければならない。

○規則第十六条第三項第二号

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

(略)

二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、**当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合**において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

意見・指摘事項等

- 施行規則第16条第3項第2号の規定について、例えば設置者が死亡等した場合、相続者等が引き続き居住する場合であっても、現行制度では当該規定に該当しないこととなっており、相続者等の理解が得られにくい。（自治体との意見交換）

論 点

- ・ 法第3条第1項ただし書の要件を見直してはどうか。

論点に対する方向性

- a. 施行規則第16条第3項第2号の規定について、法第3条第1項のただし書の趣旨に鑑み、設置者が死亡等した場合でも、建築物が解体されず、引き続き居住の用に供され管理される場合は、法第3条第1項のただし書の確認を受けられる制度に見直してはどうか。

2. 土壌汚染のおそれの区分の分類について

現 状

- 土壌汚染のおそれの区分の分類において、通知・ガイドラインに基づき、特定有害物質を使用等していた施設の土地でなくても、就業中の従業員が出入りできる土地であるだけで、一律に土壌汚染が存在するおそれが少ないと判断される等、特定有害物質の取扱いの量や使用状況が十分に考慮されず、画一的に判断されてしまう。

検討会提言

- 地歴調査の結果として整理される「汚染のおそれの分類」について、特定有害物質の使用履歴における取扱量、個別の化合物の特性等が十分に考慮されない仕組みになっており、有害物質の取扱い実態や健康リスクに対して過大な負担が土地の所有者等に発生している事例があり、運用上の基準の明確化・合理化等が必要との指摘がある。(p.26)

意見・指摘事項等

- 特に教育施設（主に小学校、中学校、高等学校など）については、特定有害物質の使用に関して、取り扱い量の上限値を設け、上限値を超えないかぎり「汚染のおそれなし」とするよう緩和措置が必要である。
（日本建設業連合会）
 - 現行法では、有害物質の使用に関して、有害物質の使用量や濃度に規定がないため、当該物質の使用履歴があれば、「汚染のおそれあり」または「汚染のおそれ少ない」としなければならない。そのため、小学校等の実験での試薬の使用程度であっても特定有害物質の使用等に該当することとなる。
 - 教育施設では、有害物質の使用場所とそれ以外の場所について明確に区分ができず、また、有害物質の取り扱い者が着衣を着替えた上で敷地内を移動をすることが現実的に行われていないことから、敷地全体が「汚染のおそれ少ない」とされ、土壌試料採取の対象範囲とされうる。実際に、小学校の理科室で使用していた土地で、校舎外へ出る際、上履きを履き替えているにも関わらず、グラウンド部分を「汚染のおそれ少ない区画」として、試料採取を求められた事例がある。

2. 土壌汚染のおそれの区分の分類について

論 点

- 特定有害物質の取扱い量等が明らかに軽微であると考えられる場合等について、特定有害物質の使用状況や土地の利用状況を考慮したものとなるよう、土壌汚染のおそれの区分に係る通知・ガイドラインの記載内容を見直してはどうか。

論点に対する方向性

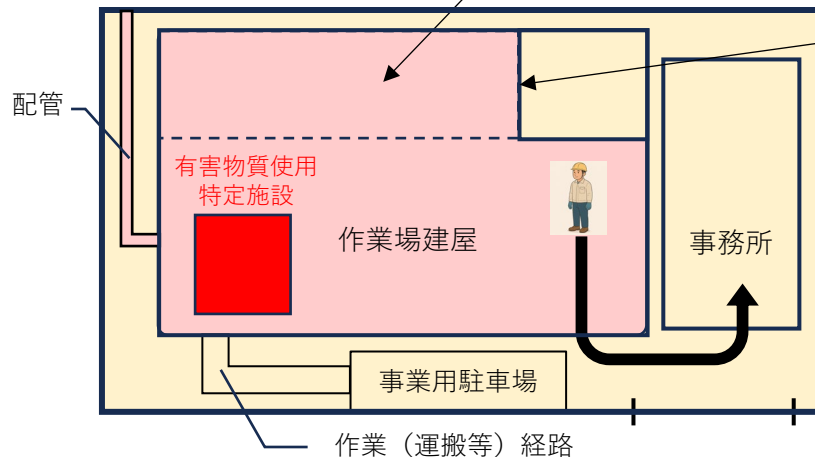
- a. 汚染のおそれの蓋然性がないと考えられる以下の土地については、「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に該当すると記載してはどうか。
 - 就業中の従業員が出入りする土地であっても、その土地の利用状況から、特定有害物質を取り扱わないことが明らかな状態が継続している土地
(例：専ら事務処理を行う事務所・来客用の駐車場・壁等により作業場と区分されている更衣室等)
 - 小・中・高等学校の理科室
 - その他、上記2つと同等以上に汚染のおそれの蓋然性がないと考えられる土地
- b. 特定有害物質を使用等する施設が設置されている（されていた）建物内において、壁等によらなくとも特定有害物質の使用範囲が明確に区分されており、一連の生産プロセスを構成していない場所については、一律に「汚染のおそれが多いと認められる土地」には区分せず、特定有害物質を使用していないことが明らかな範囲については「汚染のおそれが少ないと認められる土地」に該当すると記載してはどうか。

2. 土壌汚染のおそれの区分の分類について

<現状>

特定有害物質を使用していないことが明らかな範囲
(使用範囲が明確に区分できる場合)

特定有害物質を使用していないことが明らかな範囲
(使用範囲が壁等により明確に区分できる場合)



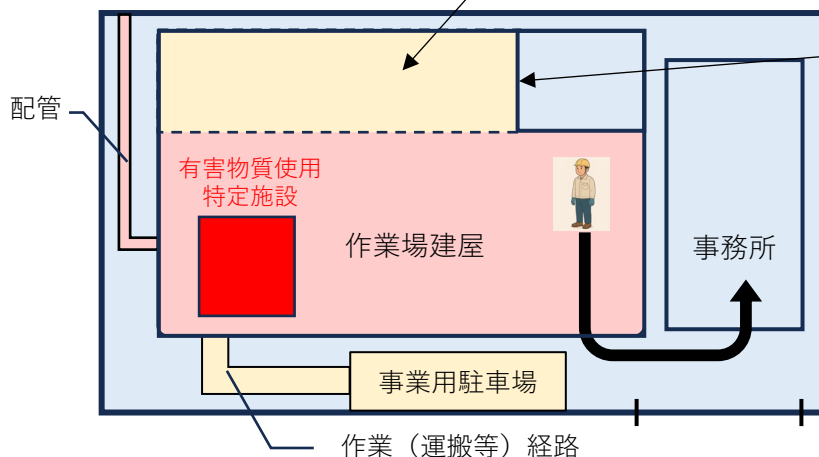
- 【凡例】
- 土壌汚染状況調査の対象地（事業場等の敷地）
 - 土壌汚染のおそれが多いと認められる土地
 - 土壌汚染のおそれが少ないと認められる土地
 - 土壌汚染のおそれがないと認められる土地
 - 移動経路

※敷地内全域は就業中の従業員が立ち入ることができる

<見直し案>

特定有害物質を**使用していない**ことが明らかな範囲
(使用範囲が明確に区分できる場合)

特定有害物質を**使用していない**ことが明らかな範囲
(使用範囲が壁等により明確に区分できる場合)



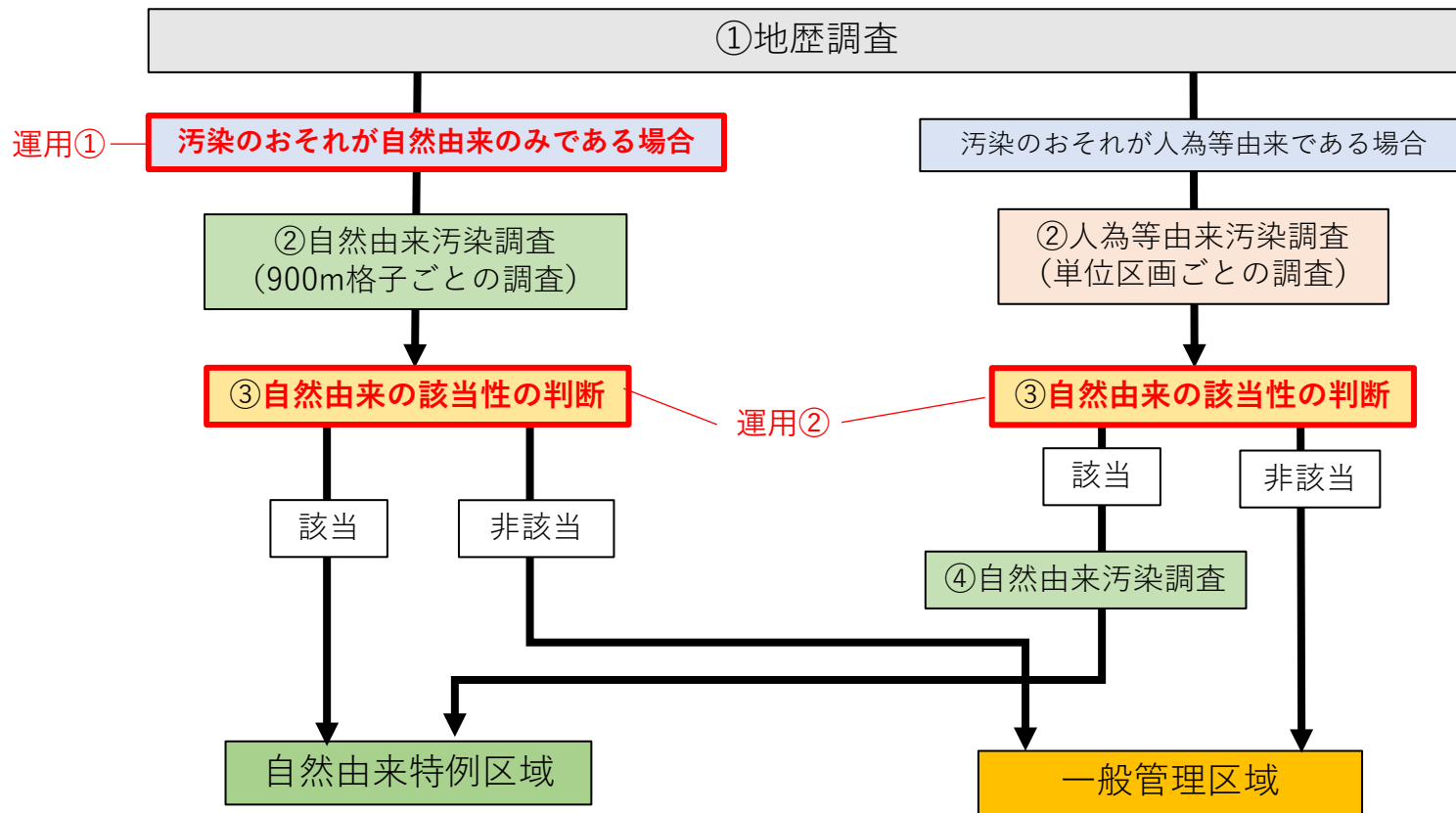
- 【凡例】
- 土壌汚染状況調査の対象地（事業場等の敷地）
 - 土壌汚染のおそれが多いと認められる土地
 - 土壌汚染のおそれが少ないと認められる土地
 - 土壌汚染のおそれがないと認められる土地
 - 移動経路

※敷地内全域は就業中の従業員が立ち入ることができる

3. 自然由来基準不適合土壌の判断の考え方について

現行制度

- ・形質変更時要届出区域内の汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものについては「自然由来特例区域」に指定され、一般管理区域（人為等由来汚染）と区別して管理することとしている。（施行規則等）



現行制度の自然由来特例区域に指定されるまでの流れ

- ・自然由来の基準不適合土壌により区域指定された形質変更時要届出区域は、自然由来等形質変更時要届出区域（法第18条第2項）として汚染土壌の搬出に係る特例の対象となり、同一地層に自然由来汚染土壌が広がっており、汚染状態が同様である場合には異なる区域間での移動が可能とされている。

3. 自然由来基準不適合土壌の判断の考え方について

意見・指摘事項等（1/2）

ヒアリングでの意見（抜粋）

- 現行制度では、地歴調査の結果、汚染のおそれが自然に由来するものと認められる場合、人為等由来調査とは別の調査方法を行う必要があるところ、その由来の判断基準が曖昧であることから、自然由来特例区域に指定されることによる施工・搬出に係るメリットがあるものの、活用されにくい。他方、自主調査を実施した結果、取扱履歴のない第二種特定有害物質による低濃度汚染の事例が多い。試料採取等調査の結果から、特定有害物質の種類及び濃度から自然由来の判定をし、自然由来の条件に該当する場合は、区域指定制度から除外し、自然由来等土壌を当該対象地から搬出する際に、処理等の管理を義務付ける制度にできないか。（名古屋市）
- 人為由来等による汚染のおそれがあると判断し、第二種特定有害物質を調査した結果、事業場由来の汚染ではなく自然由来等で汚染している事例が少なくはないと推察されるが、その境界の判断が難しいとの指摘がある。（東京都）

小委員会（第5回）での意見

- 自然由来特例区域に指定されるようなケースが少なく、その理由としては、自然由来と認められるという条件が、データ等により地質的な連続性が認められる土地であるといった情報等を集める必要があります、既に開発行為が何回か繰り返された市街地ではそれらの情報が集められない点が、自然由来特例区域に指定されるケースが少ない理由ではないかと考えております。同じ自然地層とか、地質的な連続性や均一であることが認められなくとも、一定の条件で新しい自然由来の制度対象となる要件や制度の入り口を検討していただきたいと考えます。（川瀬専門委員）
- 人為由来と自然由来の区別につきましては、明確化することが重要です。自治体ごとに運用の差が生じることがないように、対応をご検討いただきたいと考えております。（古川専門委員）
- 今、一般管理区域として指定されている中でも自然由来ではないかと疑われるような土地もございますので、こういった区域が自然由来の土地へと転換できるような制度の流れを整理していただければと思います。（矢野専門委員）
- 自然由来と人為由来の区別がはっきりとはしていないものですから、人為由来の汚染を自然由来にできないか等、違う力によって調査結果が曲げられてしまい、自然由来自体の管理が変わってしまうことがないように検討いただければと思っています。（鎌田専門委員）

3. 自然由来基準不適合土壌の判断の考え方について

意見・指摘事項等 (2/2)

- ▶ 土壌汚染対策法が施行されて20年以上、かつ、自然由来も法対象になって十数年たっている中で、様々なデータが取られてきて、色々なことが分かってきていると思います。特に、日本の大都市圏を中心に、海成粘土層由来の地層が問題になることが多かったということですが、その中でも、鉛、フッ素、ホウ素では基準の3倍程度以内、ヒ素では、10倍程度以内で収まっているという、土壌汚染対策法における基準は超えているけれども、濃度は低いと見られる土をどう扱うかが問われていると認識しているところです。自然由来の現行制度の活用について、自治体によって大変苦勞をされていると認識しています。どういった制度になればいいのかというイメージを持っているわけではありませんが、使いやすい制度になることが大事だと思っています。（勝見専門委員）
- ▶ 自然由来の汚染土壌への対応は、もちろん汚染状況や土地の用途について地域ごとの判断があろうかとは思いますが、この運用については、土対法の理念や考え方に立った上での運用であるべきという点で、事例紹介などによって、自治体の運用の差が少しでも減るのではないかと思ひまして、自治体向けへの情報の出し方の工夫も必要かと思ひました。（袖野専門委員）

小委員会（第7回）での意見

- ▶ 専ら自然由来の数値が、工学的に何倍までだったらよいか等というところをしっかりと示しただいて、各行政だったり、判断されるところでぶれることがないようにしていただきたいというところがありますので、そこは今後検討を進める中で、しっかりと検討いただきたいと思ひます。（足立専門委員）

3. 自然由来基準不適合土壤の判断の考え方について

現状（運用①）

①地歴調査

汚染のおそれが自然由来のみである場合

②自然由来汚染調査
(900m格子ごとの調査)

- ・地歴調査において汚染のおそれが自然由来であると判断するための要件は、法令による規定はなく、ガイドラインにのみ自然由来の汚染のおそれがあると考えられる例が記載されている。

地歴調査から自然由来の汚染のおそれがあると考えられるケース（ガイドラインの記載）

1) 土壤汚染状況調査の対象地において、すでに自然由来の土壤汚染が明らかである場合

例えば、既存の土壤調査で第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明しており、汚染が自然に由来するものと評価されている情報（報告書等）がある場合が該当する。

2) 自然由来の土壤汚染が認められる自然地層が土壤汚染状況調査の対象地の周辺にあり、当該自然地層が土壤汚染状況調査の対象地において地表から深さ10mまでに分布する場合

土壤汚染状況調査の対象地で実際に土壤を測定した結果はないが、周辺に分布する自然由来の土壤汚染が認められる自然地層が土壤汚染状況調査の対象地に連続して分布すると推定し得る場合である。

課題

- ・ガイドラインに記載の例は限定的であり、法令を含めて自然由来の汚染のおそれがあると判断できる要件が定められていないため、自然由来の汚染のおそれがあると判断され得る土地であっても人為等由来汚染調査が実施されてしまう場合がある。

(例) 法第4条第1項の対象となる3,000平米以上の土地の形質変更を行う土地で、過去に実施した法に基づかない自主調査により砒素の基準不適合が判明している場合、行政から法第4条第3項の調査命令が発出され、土壤汚染状況調査が実施される。地歴調査の結果、当該土地で砒素の取扱いはなく、汚染濃度や分布特性から当該汚染が明らかに自然由来であると認められる場合でも自然由来と判断するための要件が定められておらず、ガイドラインにも記載がないため自然由来汚染調査が実施されない。

3. 自然由来基準不適合土壤の判断の考え方について

論 点

- 地歴調査における自然由来の汚染のおそれの判断方法を見直してはどうか。

論点に対する方向性

a. 地歴調査における自然由来の汚染のおそれの判断について

ガイドラインにおいて自然由来の汚染のおそれがあると判断できる場合として位置付けられている（i）、（ii）に加え、（iii）又は（iv）の場合であっても、地歴調査の結果、人為由来の汚染のおそれがないときは、自然由来汚染調査を進めることができる旨を省令等において明確に規定してはどうか。

（i） 土壤汚染状況調査の対象地において、すでに自然由来の土壤汚染が明らかである土地。

（ii） 自然由来の土壤汚染が認められる自然地層が土壤汚染状況調査の対象地の周辺にあり、当該自然地層が土壤汚染状況調査の対象地において地表から深さ10mまでに分布しており自然由来の汚染のおそれがあると認められる土地。

（iii） 土壤汚染状況調査の対象地において、既往の土壤調査（※）で第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）の基準不適合が判明しており、汚染濃度や分布特性等から自然由来の汚染のおそれがある土地。

※法に基づかない自主調査等を想定

（iv）（i）～（iii）に掲げる土地と同等程度に自然由来の土壤汚染のおそれがあると認められる土地。

3. 自然由来基準不適合土壌の判断の考え方について

現状（運用②）

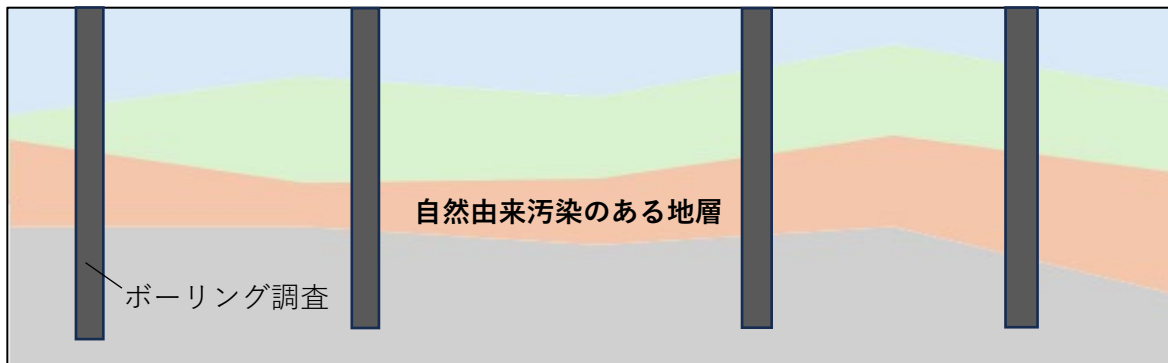
- ・ 試料採取調査結果に基づく自然由来の該当性の判断は、ガイドラインの「自然由来による基準不適合土壌の判断方法及びその解説」を参考に自治体が総合的に判断することとしている。

自然由来の該当性の判断方法

- ・ 地歴調査を踏まえ試料採取を行い、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合、**①汚染原因が不明であること**、**②土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていること**を基本として汚染状態が専ら自然に由来するかどうかを判断。
- ・ さらに、**③特定有害物質の種類**、**④特定有害物質の含有量が一定の濃度範囲以内にあること**、**⑤特定有害物質の分布特性**の観点から総合的に勘案し、都道府県において自然由来の該当性の判断を行う。

課題①

- ・ 上記5つの条件から自然由来の該当性を判断するが、過去に造成、掘削等が行われた土地では下図のような形成当初の自然の地層の情報（地層の連続性を示す情報）が得られない場合があり、「**②土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていること**」を確認できないが故に自然由来と判断できない。



| 地層区分 | 土質 |
|--------|---------|
| 盛土 | 砂礫 |
| 第1砂質土層 | 中砂 |
| 第1粘性土層 | シルト |
| 第2砂質土層 | シルト混じり砂 |

②土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっている図

3. 自然由来基準不適合土壤の判断の考え方について

課題②

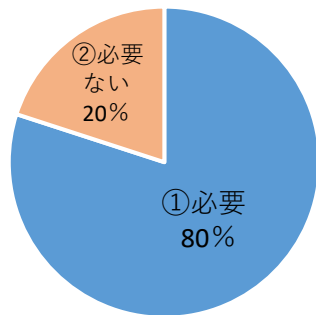
- ・ 自然由来の該当性の判断が総合的に判断することとなっており、ガイドラインの説明が必ずしも自治体にとって十分に明確でないため、自然由来の判断が困難との指摘がある。

ガイドラインの記載

- 土壤溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類がシアン化合物を除く第二種特定有害物質（砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン又は六価クロム）の8種類のいずれかであることとする。
- なお、8種類のいずれかである場合にも、土地履歴、周辺と同様な事例、周辺の地質的な状況、海域との関係等の状況を総合的に勘案し、次の事項を踏まえつつ判断する必要がある。
 - i) 砒素、鉛、ふっ素及びほう素については、自然由来の汚染の可能性が高いこと。
 - ii) 土壤溶出量が土壤溶出量基準の概ね10倍を超える場合は、人為由来の可能性が比較的高くなり、自然由来の汚染であるかどうかの判断材料の一つとなり得ること。しかし、その場合も専ら自然由来の汚染である場合もあることに留意する必要がある。

自治体アンケート

- ・ 自然由来の判断方法についてはガイドラインにて示しているところですが、明確な判断基準（物質や濃度、局在性等の各事項を全て満たせば自然由来と判断できる明確な基準）が必要とお考えでしょうか。



| | |
|-------|-----|
| ①必要 | 118 |
| ②必要ない | 30 |
| 合計 | 148 |

主な意見（抜粋）

- ・ 基準がないことにより、自然由来の該当性の判断が困難である。
- ・ 専門的な知識が求められるが、知識・経験を有する職員が不在のため、自然由来の判断ができない。
- ・ 自然由来であることの証明は難しく、自然由来と思わしきケースでも人為等由来と判断しているケースがほとんど全てとなっている。

※「必要ない」と回答した理由の半数以上が自然由来の判断を行った事例がないため分からないといった理由であった。

3. 自然由来基準不適合土壌の判断の考え方について

論 点

- 試料採取調査結果に基づく自然由来の該当性の判断方法等について、自然の地層の形成当時の情報を必須としていることを見直すとともに、明確化を図ることとしてはどうか。
- 地層の連続性を要件としている自然由来土壌に係る区域間移動の要件についても、見直しを検討してはどうか。

論点に対する方向性

- 試料採取調査結果に基づく自然由来の該当性の判断における地層情報の取扱いについて**

過去に調査対象地において形質の変更が行われたことにより、地層が形成された当時の地層情報（地層の連続性）が確認できない場合であっても、その他の条件（濃度や物質、分布特性等）から自然由来と認められる土地は自然由来特例区域に指定できるような判断方法に見直してはどうか。
- 試料採取調査結果に基づく自然由来の該当性の判断方法の明確化について**

自治体ごとに大きく判断が異ならないよう、判断方法の更なる明確化を図ってはどうか。
- 自然由来土壌の区域間移動の要件について**

現行制度では同一地層に自然由来汚染土壌が広がっている場合に限り区域間移動が可能であるが、汚染の状況が同様であれば、地層の連続性がなくても区域間移動を可能としてはどうか。

※自然由来汚染土壌における区域指定制度の取扱いは検討中。

4. 要措置区域等における措置の効果の確認方法及び解除要件について

現行制度

- 要措置区域における土壌汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）や不溶化、封じ込め等の措置を講じる場合、効果を確認するため、工事完了後に年4回以上の地下水モニタリングを行い、目標地下水濃度（設定していない場合は地下水基準）を超えない汚染状態であることを2年間継続して確認することを省令で規定している。
- 形質変更時要届出区域では措置の実施義務はないが、工事等における必要性等から措置が行われる場合、区域指定の解除要件は要措置区域に準じることとされている。

工事完了後の地下水モニタリング方法

| 実施措置の種類 | | 水質の測定（区域指定物質） | |
|---------|--------------------------------|---------------|-------------------------------------|
| | | 頻度 | 確認事項 |
| 原位置封じ込め | | 定期的に年4回以上 | 目標地下水濃度を超えない汚染状態が 2年間継続 すること |
| 遮水工封じ込め | | 定期的に年4回以上 | 目標地下水濃度を超えない汚染状態が 2年間継続 すること |
| 土壌汚染の除去 | 掘削除去 現に目標地下水濃度を超えている汚染状態の場合 | 定期的に年4回以上 | 目標地下水濃度を超えない汚染状態が 2年間継続 すること |
| | 掘削除去 現に目標地下水濃度を超えない汚染状態の場合 | 1回 | 目標地下水濃度を超えない汚染状態であることの確認 |
| | 原位置浄化 | 定期的に年4回以上 | 目標地下水濃度を超えない汚染状態が 2年間継続 すること |
| 遮断工封じ込め | | 定期的に年4回以上 | 目標地下水濃度を超えない汚染状態が 2年間継続 すること |
| 不溶化 | 原位置不溶化／ 不溶化埋め戻し | 定期的に年4回以上 | 目標地下水濃度を超えない汚染状態が 2年間継続 すること |

4. 要措置区域等における措置の効果の確認方法及び解除要件について

意見・指摘事項等

- 現地浄化完了後の2年間モニタリングと現地浄化に対するハードルが高く、掘削除去が選択されるのでは。（処理業協会）
- 地下水汚染の措置として汚染土搬出/遮水を実施する場合、モニタリング期間短縮（現行2年→3～6ヶ月程度と）する制度を検討頂きたい。（不動産協会）
 - モニタリング期間の2年の影響が大きい。（状況次第では2年で終わらない可能性もあり。）
 - 原位置浄化でなく、汚染土の搬出と遮水をした場合、埋戻し土が清浄土であることと、有効に遮水されていることが確認できれば、長期のモニタリングは不要
- 区域指定の解除および解除手続き中の土地の形質変更および土壌搬出について、下記の意見（日本建設業連合会）
 - 地下水の摂取等のリスクにかかる措置の原位置浄化の完了条件に、地下水汚染がなくても2年間モニタリングが存在するが、掘削除去の場合は同条件だと1回モニタリングとなっており、これを理由にコストも環境負荷も高い掘削除去が選ばれるケースもある。1回モニタリングに統一して頂きたい。（ガイドラインp.646）
 - 汚染が確認された深度まで掘削が完了しても、区域指定が解除されるまで区域内の土壌はみなし汚染土となるが、区域指定を待たずに簡易な報告等で健全土として搬出できるような制度として頂きたい。
 - 汚染区画が敷地境界に接している場合、施工上の制約等から境界線ぎりぎりまで掘削不可能な場合があるが、実質的に当該区画の汚染土壌が除去されている場合は、敷地境界部のごく限られた範囲に汚染土壌が残っていても、区域指定を解除出来るようにして頂きたい。

4. 要措置区域等における措置の効果の確認方法及び解除要件について

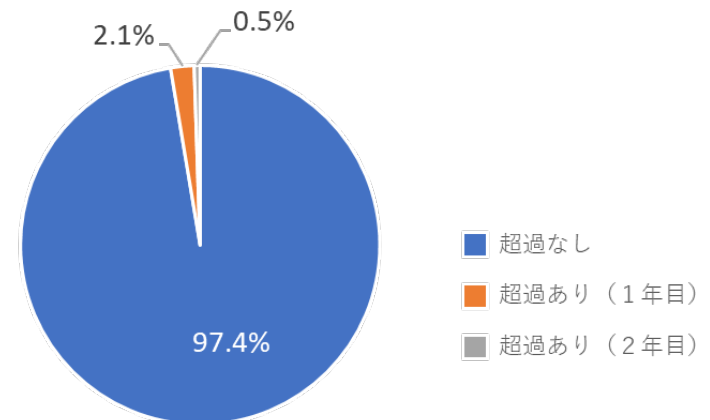
課題

- 措置のうち、掘削除去又は原位置浄化を講じた場合において、措置が適切に行われたことを確認する方法として地下水モニタリング（2年間）のみが規定されており、措置の施行内容の確認方法が規定されていない。
- 区域指定の解除は、措置の効果を確認した結果を受けて行われるが、当該確認の方法が制度上、2年間に要する地下水モニタリングに限定されていることで、モニタリングの完了までは土地の形質の変更が制限され、円滑な土地利活用の支障となっている場合がある。
- 掘削除去後に地下構造物が設置される等、当該区域の周縁にモニタリング対象となる地下水が存在しないことが明らかなる場合においても、地下水が存在しないことを2年間確認しなければならない。

自治体アンケート

- 要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定解除を目的として、土壤汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）、不溶化、封じ込めの措置が講じられ、令和5年度から令和7年度までの3年間に措置完了報告書等が提出された事例において、2年間の地下水モニタリングを開始してから2年目に地下水基準を超過した事例は1件のみ。

| | 掘削除去 | 原位置浄化 | 不溶化 | 封じ込め | 合計 | |
|-----------------|------|-------|-----|------|-----|---|
| 措置の実施件数 | 139 | 44 | 3 | 3 | 189 | |
| 2年間モニタリング中の超過件数 | 4 | 1 | 0 | 0 | 5 | |
| 超過時期 | 1年目 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| | 2年目 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |



4. 要措置区域等における措置の効果の確認方法及び解除要件について

論 点

- 実施措置における地下水モニタリングの期間等を見直してはどうか。

論点に対する方向性

- a. 現行制度では、土壌汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）措置が適切に実施されたことの確認方法が規定されておらず、効果確認として地下水モニタリングの実施のみが規定されているため、土壌汚染の除去の措置が適切に行われたことを確認する方法として、新たに以下を規定してはどうか。
 - 掘削除去：検尺等による出来形確認
 - 原位置浄化：措置範囲内において浄化が適切に行われたことを確認するための土壌調査

※不溶化については、現行制度において措置が適切に実施されたことの確認方法（100㎡毎の土壌調査）が規定されている。
- b. そのうえで、「土壌汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）」、「不溶化」、「封じ込め」の実施措置における地下水モニタリングの期間を1年間としてはどうか。また、実施措置として原位置浄化を行った場合の事後のモニタリングについては掘削除去を行った場合と同様に、事前に地下水汚染が無い場合は地下水モニタリングは1回としてはどうか。
- c. 当該区域の周縁にモニタリング対象となる地下水が存在しないことが明らかな場合、地下水モニタリングを要せずに措置完了と見なせることとしてはどうか。